

佐農政発第1271号

令和7年11月11日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐野市長 金子裕

市町村名 (市町村コード)	佐野市 (09204)
地域名 (地域内農業集落名)	植野地区 (田島町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月22日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・中心経営体の高齢化による担い手不足
- ・高収益作物の導入・堀さらいはじめ、水路の維持管理が困難になってきている。
- ・50号北側のエリアは大型機械が入らない。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地利用は、農地中間管理事業を活用し、中心経営体へ集積、集約を図るほか、他地域を含めた、認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。
- ・水系ごとに農地集積、集約案を作成し分配していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	67 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

出し手の協力の下、耕作放棄地を解消し、地域の担い手に農地の集積・集約化を推進する。

既存の協議会を活用していく

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地利用は、農地中間管理事業を活用し、中心経営体へ集積、集約を図るほか、他地域を含めた、認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地区の担い手の他、隣接する田島地区の担い手の入り作による地域農業の維持。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

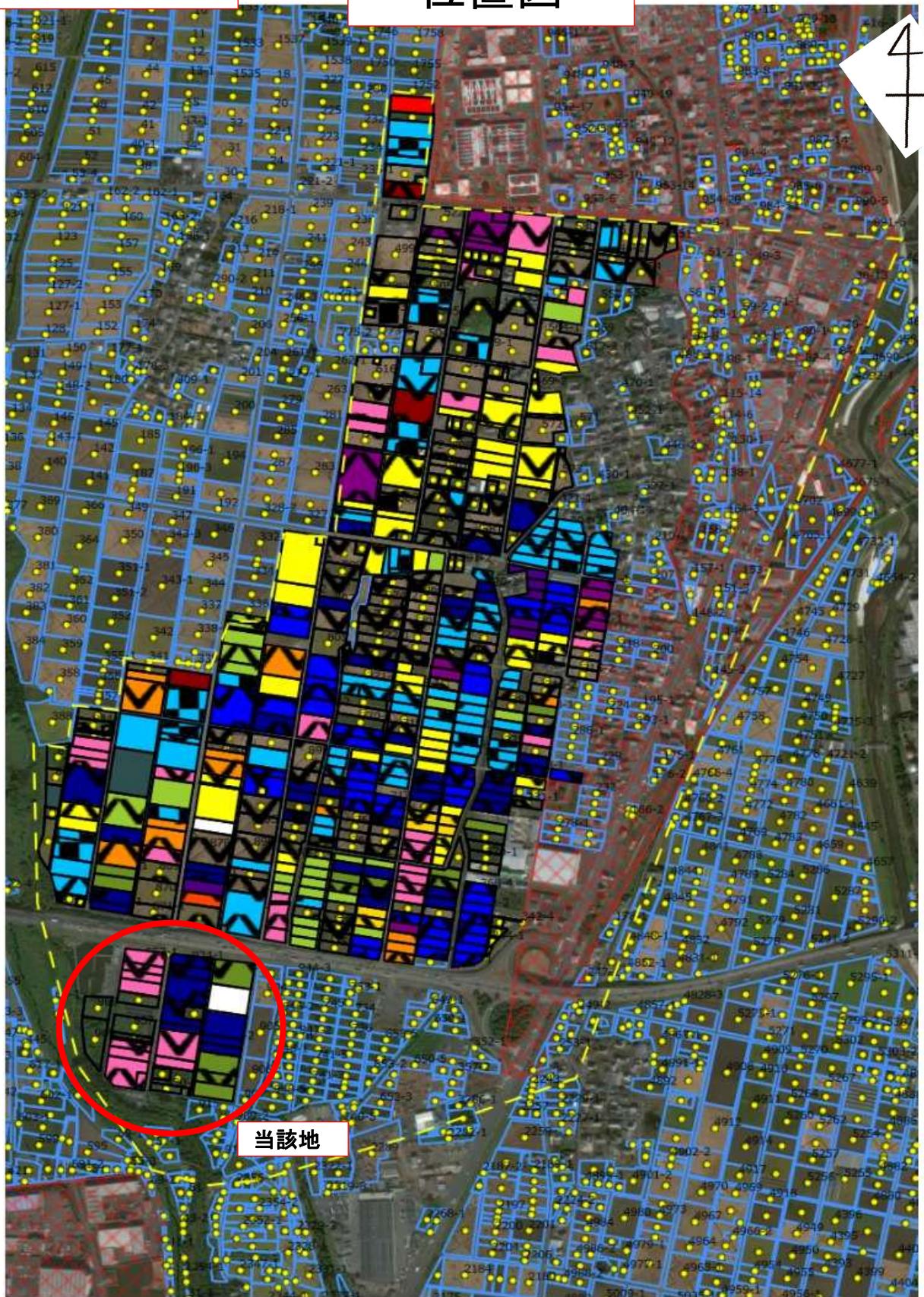
以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

令和7年度 案件No.6

## 位置図



令和7年度 案件No.7

## 位置図

